

# 千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会

## 会 議 録

平成20年度 第3回

### 議題

- (1) (株)エコアップの安定型最終処分場の変更(増設)計画について
- (2) その他

## 平成20年度 第3回 廃棄物処理施設設置等専門委員会 会議録

### 1 日 時

平成20年12月22日(月) 15:30~17:30

### 2 場 所

千葉県議会棟4階第8委員会室

### 3 出席者

委員会：委員4名

事務局：市原部長、伊藤環境対策監、井原次長

廃棄物指導課：志村課長、日浦副課長、北田室長、笹川主幹、  
伊東副主幹、吉原副主幹、阿由葉副主幹、  
杉澤副主査 他

環境政策課：矢沢室長

環境研究センター：宇野室長

### 4 議 事

(1)(株)エコアップの安定型最終処分場の変更(増設)計画について

(2)その他

### 5 資 料

(1) 事務局配布資料(1~37ページ)

(株)エコアップに係る安定型最終処分場の増設計画について

市町村意見、利害関係者からの意見、事前に出された専門委員の意見及び質問、生活環境の保全上の見地からの意見に対する事業者回答書、ディーエス工業(株)に対する専門委員会委員長の意見書、千葉県が行った最近の水質検査結果書

(2) 事業者説明資料

ア (株)エコアップ最終処分場(安定型)嵩上げ事業に係る経緯

イ 専門委員会指摘事項に係る事業者回答

ウ 産業廃棄物処理施設変更許可申請書(縦覧用)

(1)(株)エコアップの安定型最終処分場の変更(増設)計画について

<事務局説明>

事務局配布資料6～37ページについて説明

ア 市町村意見

イ 利害関係者からの意見

ウ 事前に出された専門委員の意見及び質問

エ 生活環境の保全上の見地からの意見に対する事業者回答書

オ ディーエス工業(株)に対する専門委員会委員長の意見書

カ 千葉県が行った最近の水質検査結果書

<事業者説明>

ア (株)エコアップ最終処分場(安定型)嵩上げ事業に係る経緯

イ 専門委員会指摘事項に係る事業者回答

<事業者説明後>

委員：地下水のpHについてですが、データを見ると上流側 No.1 の井戸が平成14年以降は9をほとんど下回ることがないという状況ですが、下流側になれば流れ込みも多分あるのしょうから、変動があり得ると思うのですが、No.1の方は、平成13年の後半くらいに例えば焼却灰みたいなものが搬入されたとか、そんなことを確認はできなかったということですか。

これは何かに起因していると思いますけれども、農業系でpHを押し上げるものというのはちょっと考えにくいと思いますので、pHを押し上げるものが何か埋められたということではないかと推測をするのですが、その辺が確認できなかったのでしょうか。

事業者：今ご指摘いただきました焼却灰等の搬入というのは、全く確認できません。一応マニュアル等もありますので、業者さんとも確認したのですが、いずれにしても私どもの事業の関係でどうなったというのは判断できる材料はありませんでした。

委員：埋まってしまっているものはどうしようもないと思うのですが、pHが高いということは、例えば金属で言うと鉛がもし存在すれば鉛の濃度が上がる可能性を持っているとは思いますが、今のところどうもそういうことはなさそうではあるのですが、鉛というものが、どこにでもあるような、使われているような元素ですので、モニターをしていくしかないと思いますけど。注意点かなとは思いますが。

それから、搬入物の安定性というものが訴訟にもなっているようなこと

と関係すると思うんですけど、安定型とは言ってもその安定型の素材の表面あるいは内側といろんなところに付着している。そういったところを目で一回見て、防ぐことが出来るのかというのがたぶん一番懸念されるところだと思うし、どこかに展開検査というのが書かれていたように思いますが、それを有害物が付着して付随して埋められることを防ぐような、手立てというのは目で見ての展開検査だけではなくて、何かもう一步踏み込めないでしょうか。迅速にある種の有害物だけは防ぐとかですね、何かその辺を示さないと、目で見てというのは、目で見てよかったと言うのは、他人には、いいと言われればそうですかとしか言いようがないので、具体的な数字が何かで担保するような手立てはとれないのでしょうか。この点について、お伺いします。

事業者：私どもの管理マニュアルにも書いてありますけれども、あくまでも展開検査を設けて、その中でとりあえず目視による確認というのでもあるんですけども、それも必ず個人ではなくて複数人で見るとなると、それからあとは入れる前に、その事業者の、発生元の資質を十分見極めるために必ず相手方の現場にもお邪魔して確認させていただいて、前にも申し上げましたけれど、そういったことがあった場合の責任の所在、そういったことも契約書等に細かく規定してやらせていただければと思っております。

委員：法令上求められていないことをやれというのはできないことだと思うのですが、ある種の有害物、金属も含めてですね、割と簡単に調べる方法がいくらでもありますので、迅速に、そういうことを定期的にするという姿勢があってもいいのではないかなと思います。私個人としては、水質試験はそんなに難しいものでもないですから、精密にやれば定められた方法で手間暇かかりますけれども、簡易な方法はいくらでもありますので、そういうものやっていくという姿勢は大事だろうと、この場合は思いますので、意見として申し上げておきます。

委員：他にございませんでしょうか。

委員：地下水のサンプリング地点のところなのですが、生活環境調査の136ページを見ますと、上部側に地下水観測井戸・No.2 補助井戸となっていますね。ずっと下と見ますと、つまり東側の方でしょうか、ちょっと文字が読みにくいのですが、地下水の観測井 No.2 みたいな感じがするのですが、これはどういうことなのでしょう。上が No.2 の補助井戸であって No.2 の観測井とそういう意味ですか。

事業者：ちょっと表記が間違っておりまして、地下水観測井戸 No.2 補助井戸というのは補助がなくて No.2 の井戸でございます。その下は特にこの溜ま

り水は定期的に観測しておりますけれど、何か特別ここでやるというふうな指定をしたわけではありません。

委員：わかりました。そもそも、そのまま No.2 と表記されていればいいのに、補助井戸となっているものですから、なにか訳が分からなくなってきた。では、もう一つ別の観点から言いますと、地下水の流水方向が東側に行っていますが、東側に行っているということはそちらで言うておられる地下水の観測井の No.2 というのは、どちらかと言うと、あまり廃棄物の埋め立てされた影響を受けていないというか、むしろもっと下側、東側と言いましょうか、そちらですと流水方向の真下になるわけですから、サンプリング箇所としては、この、観測井 No.2 と言っているところがあまりパツとしないというか。むしろ下側に井戸を掘っていただいて、そこで水質分析をされるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

事業者：その件につきましては、本日午前中の現場視察の折にも説明させていただきましたが、先生のご指摘を受けまして、新設の No.3 観測井戸を東側のところに設置するようにいたします。それで観測を定期的に行いたいと思います。

委員：ぜひ、そのデータがむしろ欲しいですね。

事業者：それは、県の方にもお約束していますので、必ず実行させていただきます。

委員：はい、わかりました。それからですね、先ほど 先生からのご指摘もありましたように、水素イオン濃度が結構高いですね、それで何かそういった原因物質が埋め立てられたのかなあという懸念もあるわけです。それで、周辺の水やそういったところは、こんなに pH は高くないのではないのですか、アルカリ側ではないですか。

事業者：ちょっと把握はしてないですけども、周辺の違う事業者のそういうデータは事務所の方にありますので、できれば後ほど報告したいと思います。

委員：何か見せてください。それから、こういうのを見るときに、ボーリングもされているようですけれども、処分場内のボーリングをされた時に、そのボーリングの断層というか、メートルごとにどういったものが埋まっているかとそういった種類組成というか、それは確認された例はありますか。

事業者：今回はあくまで土質的な安定係数を得るために行ったボーリングでありますので、例えば何メートル入ったらどういったものがあつたかそういう確認までは行っていません。

委員：たまたまこういうデータが出ているものですから、御社じゃないのですが、前の事業者の方がちゃんと埋め立てられたのかなといったところがち

よっと心配でした。それから、カドミウムの話ですけれども、2回しか基準を超えてはいないのですが、試料採取時に土壌が入った可能性があるということなのですが、ということは周辺の土壌にちょっとカドミウムが多い土壌があるということなのではないでしょうか。

事業者：土壌自体のカドミウムの分析を行っておりません。ただ、濁度がいつもより濁っていたものですから、それで土壌中からの影響かなと推測したのですけれども。

委員：かなり論理の飛躍がありますよね。もしそうだとすれば周辺の土壌の農地とかそういったところのデータを出されて、そしてそこにカドミウムがあって濃度が高いということであればそういう可能性が否定できないと思いますが、ちょっとどうなのかなというところがあります。

それからもう一点ですね、近隣民家の井戸の設置状況を提示してくださいと言ってお話をしましたが、ちょっと御説明が解ったような、解らないような、これは丸印の民家が赤くしてありますが、そこには全部井戸があるということなのですか。

事業者：はい、周辺には全部井戸がございます。あと、用途ですけれども、この北側の民家につきましては、平成18年以降水道が設置されまして、雑用水として井戸水を使っているというお話です。東側の　さんと、少し上の　さんにつきましては、飲料水としても井戸を使用なさっているという状況です。ただ、ここの周辺のところは井戸の本管が来ていますけれども、話を聞きますと事業主負担で本管まで繋がらないといけなくて、そのための費用は300万円くらい自己負担しないといけなくてというようなお話がございました。そういう状況です。

委員：そうすると、このところにある　さん、東方向になるわけですが、　さん、こういったところの井戸があるところの家の飲料水の検査の結果というのはあるのでしょうか。

事業者：　さんのお宅につきましては、データは古いのですが、アセス書の方に記載しております。

委員：ここらあたりはぜひモニタリングと言いましょうか、データが欲しいところですね。現在、どういうふうになっているかといったところ。

事業者：では、一度現地の方でサンプリングさせていただいてですね、結果をご報告するようなかたちをとらせていただきます。北側の方はよろしいでしょうか、一応水道が今、

委員：一応、取っていただいた方が良いでしょう。

事業者：では、北側と東側を行います。

委員：多分、特段の変なデータは出てこないとは思いますが、確認をしておい

た方が良いと思います。

事業者：はい、わかりました。

委員：それから、フォトモンタージュですけれど、この専門委員会の生活環境説明とは関係ないのですが、結構、平地のところありますよね、だから実際どういうふうになるのかなと、5メートルくらい上げますと景観があまり良くないですよ。私たまたま用事がありまして現地に行けなかったものですから、ちょっとそういった点も心配かなと思いました。以上です。

委員：よろしいですか、他に。はい、

委員：騒音について、お伺いします。追って計算見直し等ありがとうございました。丁寧にご説明いただきました。その中で なんですが、騒音レベルの平均値につきましてのご回答の中で、騒音レベルの平均値につきましては、エネルギー平均値または算術平均値なのか記載いたします、というふうに明記してくださったのですが、結局この問題は 102 ページのこの欄外4)ということですね。等価騒音レベル63.8dBですと書かれておりますので、これは、その前のページではそういった一覧表になって昼間平均、夜間平均ということで、97 ページから 101 ページまで、全部この一覧となっておりますので、このような形でまとめていただけないでしょうか。追加されてですね、いろんな平均、夜間平均を書いて、欄外に、等価騒音レベルの平均値はパワー平均で、時間率騒音レベルの平均値は算術平均というふうにするまでのものを書いてあるのですが、いかがでしょうか。

事業者：はい、そのように変更いたします。

委員：そうしますと、ご回答の、どちらかということは内容としては、エネルギー平均値はパワー平均で、時間率の場合は算術平均でよろしいですね。

事業者：はい。

委員：はい。もう一点確認させてください。2 番目の粉じんの飛散対策のところ、たまたま散水あるいは転圧を十分に行うことにより粉じんの発生を抑制するという文面がありましたので、転圧というところにちょっと気になったところがありましたので、旭市長さんからの意見書の中にも書いてあったのですが、「産廃物を圧縮するハンマーにより騒音など生活環境を脅かす施設以外の何ものでもなかった」とかいう、以前のですね、圧縮する手法でしょうか、それに関しての記載がございまして、千葉県専門委員会の今日いただいた資料の 11 ページ、12 ページの方ですね、「騒音・振動などの迷惑被害をあたえる動圧密工法（日本国土開発）による埋立地の圧縮を行い」と書いてあるんです。そこの、粉じんの発生を抑えるためのいわゆる圧密ですか、圧力を加える方法について、騒・振動が発生する懸念があると、まっハンマー？よくわからないのですが、どのような圧密をお考

えになられているのでしょうか、その辺を教えてくださいませんか。  
事業者：ディ エス時代にそういったことがなされたと言うか、日本国土開発の方で、できるだけ転圧を促進させたいということで、やったということは聞いているのですが、具体的に、たぶん動圧密と言うのですから、振動が何か多少かけながら沈下させたと思うのですけれども、あくまで廃棄物を圧縮すると言うのですかね、そういう目的でやられたのだと思うのですけれども、今般私どもあくまで重機転圧のみしか考えておりませんので、そういった工法の採用は今後一切ありません。

委員：重機転圧と言いますと、単に圧をずっと圧力を振動なしにかけて？

事業者：ブルドーザーを、単純に言うに行ったり来たり走らせるということですね、ローラーとかですね。道路工事などで用いられていると思うんですけれども。

委員：はい、わかりました。ありがとうございます。

委員：すみません、もう一回追加で。

大腸菌群数ですが、大腸菌が例えば観測井の No.1 でも結構高い値が出ています。これは、下流域というのはご説明のとおりで解るのですが、観測井 No.1 というのはどうですか、処分場の外側周りというのは雨水溝が何かあって、外側からの、いわゆる外部からの水は入ってこないところに観測井があるとすれば、これはどういう原因なのでしょう。例えば 1 と言いますと、生活環境影響調査の 51 ページの大腸菌群数は 4500 となっていますよね。

事業者：先生のご指摘の点ですけれど、No.1 観測井につきましては、処分場周縁の上方の上の方の、上流から流れてくる流向の地点をとっておりまして、本処分場からの影響が本来ないところで、上の水質の状況を把握している地点なのですけれども。

委員：地下水って、何メートルくらいですか、井戸の深さ。

事業者：20 メートル。

委員：結構ほどほどの深さがありますよね、ちょっと、どういうことなのかなというふうに思いました。それから、ご説明のないなかで何ですが、下流域の地下水と書いてありますが、これは地下水ではないでしょ？ ページで言ったら例えば 81 ページ、地下水質調査結果として、処分場下流となっていますが。

事業者：はい。

委員：これは、表記を改めていただけます？これが地下水質調査結果としたら、下流域の地下水の濃度みたいに誤解してしまいますよね。

事業者：そうですね、誤解を与えますね。

委員：直してください。

事業者：はい、では表記を変更いたします。

委員：はい、以上です。

委員：他にございませんか。

委員：粉じんのところの見解の記述で、ちょっと理解が違うのかなと思うのですが、3つめの項目で風速 5.5 メートルを超えるとこうするというふうな書き方になっていますね。ここで、風速 5.5 メートルを超えたら散水を適宜実施する、し始めるということですかね？それとともに必要に応じて作業を一旦停止して覆い掛け等を行う。その作業の一旦停止の基準とする風速は、これこれこういう根拠で風速 5.5 メートルだと。何となく私の理解としては、何かこう警報、アラームとして、例えば風速 3 メートルを超えたら散水を始める、で 5.5 メートルに至ったら何かを掛ける、というのが筋かなと思うのですが。書いてあることが「じゃ、風速 5.5 メートルまでは何もしないのですか」というふうにこの書き方だとなるので、ちょっと補足していただけますか。

事業者：弊社の維持管理マニュアルでは 5.5 メートルを超えた場合は、作業を中止するということになっていますので、当然、今先生おっしゃったように 3 メートルなら何をすると、そういった表記に改めます。

委員：それは 3 メートルになるのか解りませんが、その辺の設定は 5.5 というのはもうかなりの風速ですから。

事業者：5.5 は、作業を止める。

委員：止めるのですよね、ではそういう書き方にさせていただき、その時に散水などを始めるのは、例えば、何メートルで何をすると、というのはマニュアルにもう既に書いてあるのですか。

事業者：そこまでは、規定していません。

委員：では、検討していただくということですね。

事業者：明示したいと思います。はい。

委員：他によろしいですか。では、私の方からお伺いします。ブルーの申請書の 6 番の雨水排水計算ですけれども、この計算は直接されたのでしょうか。

事業者：これは、合理式を用いて、流出係数を出して、それから流域境を区切って、それをやっております。

委員：計算間違いが入っているようなので、もう一度確認しておいていただきたいと思います。

事業者：わかりました。

委員：それから、勾配を出すような計算のところがありましたですね。

事業者：はい

委員：これ、私が見たことのないような分数式が書いてありますので、そのあたりも確認していただきたいと思います。

事業者：恐縮ですが、例えばどれでしょうか。

委員：これは何ページですかね、ページ数がありませんけれども、A流域の排水路計画というところ、例えばですね、水路勾配、分母が0.34メートルで分子が156メートル、これはどういう流れになりますか。

事業者：すみません、逆です。たぶん逆だと思います。よく確認します。

委員：もし、こういう計算をこのままやっていたら、とんでもない流れになってしまう。それから、これから出てくる流速が1.361メートルという流速で50センチの水深で流れるということになりますね。

事業者：はい。

委員：そうすると、もし何か事故が起きたとき、これは這い上がってこられなくなりますね。そういう安全上のチェックというのは、計算の中に入っているのでしょうか。

事業者：水深が深くて速いから、危なくなるということですか。

委員：ええ、流れて、まず這い上がれないですね。流速1.5メートルくらいの流速の中で人は立ってられないですね。水深50センチもあつたら、もうまるっきり、何かで足滑らせて入ったりすると、もうずっと流れていくと。それで、これは、その下流側に、全部ではないのでしょうかけれども、パイプの状態のところがありますね。

事業者：流末付近ですね。はい。

委員：これは、オープンチャンネルですか。

事業者：上流側は、開渠で考えています。それを集めて流末側はクローズというか、めくらで考えているのですけれども。

委員：クローズの時のこれは、水路勾配で計算することになるのですか。

事業者：流量のチェックですか。

委員：はい。

事業者：それはそうですけれど、断面と流速ということになりますけれど。

委員：そうするとですね、断面積、水の流れる断面積で計算するとほぼ満杯の状態で流れますね。

事業者：はい、満流計算で一応やっていますので。

委員：そうなりますと、これはパイプフローですから、エネルギー勾配で流れないといけない。ですから、計算の考え方が違いますね。管路の計算になりますから。管路ですと、早い話が地形に関わりない勾配で、エネルギー勾配で動いていきますから、地形勾配で計算しては駄目ですね。

事業者：あくまで、出しているのは管路勾配で出しています。

委員：それは、駄目です。

事業者：いや、一般的にはそれで。

委員：いや、違います。

事業者：わかりました。

委員：管路の計算は、エネルギー勾配になりますから。だって、1階から2階に水が上がっていきますでしょ？管路の場合は、エネルギー勾配が1階のところの圧力が2階の圧力よりも高いから2階に上がって行くのであって、ですから圧力勾配、エネルギー勾配で計算しないとイケない。

事業者：はい、やってみます。

委員：というようなことですね、この計算をもう一度確認していただきたい。

事業者：わかりました。

委員：それから、先ほど水質の話が、地下水の水質の話がありましたけれども、そもそもですね、先ず2点ほどお伺いしたいのですが、元々の地形、谷津田が二つに分かれて入っている、その一部を使ってこの処分場を造りますけれども、この元々の地形そのまま使ってやっているのでしょうか？それを何らかの手を加えて処理量を増やすとかですね、底を平らにするとか、何かやっているのでしょうか？それが一点。それからもう一点は、ひょっとしたらあるのかもしれないけれども、地質の地層がどのようになっているのか、そのあたりの状況をもし書いてあるのでしたら、ここに書いてあるというのをお示しいただけますでしょうか。それから3点目ですが、ひょっとしたら、こういうイメージを持っているかと思うのです。この処分場の上流下流関わりなく一様に水が流れて行くと、ですから、上流の水はこの処分場を通過して、それで下流の方に流れて行くようなですね、そういうイメージを持たれているのかなと、ひょっとしたらそうでなくて、この処分場内に溜まった雨水はですね、四方八方に漏れていると言うかですね、こぼれていると言うのですかね、そういう状況にあるのかもしれないと、そのあたりの検討はされているのかどうかですね、何故ならば、No.1というその井戸のところは上流側であるから、この処分場の水の影響は受けてないという発想ですけれども、もしNo.1よりも上流側にこういうような問題を起こす、提起するようなものがなければですね、それでなおかつ、この処分場に溜まっている水の水位が地下水よりも高い所にあるならば、当然これは漏れるようにして周辺に出て行く可能性がある。そのあたりの検討はされているのかどうか。No.1というのは、処分場の埋め立てのものに非常に近いところに井戸を掘っていますので、もし漏れているということがあれば、そういうことが影響に出ている可能性があるわけですね。そのあたりちょっとお考え、あるいは検討しているならば、そう

いう話をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

事業者：ちょっと逆に、私の方は先生がおっしゃったようにあくまでNo.1というのは上流というふうな認識で今までありましたので、漏れ出しているという認識は全く持っていませんでした。ですから、ちょっとその辺を含んで、再度検討させていただきます。

委員：他よろしいでしょうか。大体よろしいでしょうか。

委員：御社は、これを見ますと産廃の収集運搬業が主な事業というふうになっているわけですが、つまり最終処分場の施設の運営と言いましょか、そういうことはご経験ありますか。

事業者：技術管理者をディーエス工業株の部長をやっていた 氏にエコアップの方に入社を依頼しまして、そういった形で経験者もおりますので、そういった形で運営をしていきたいというふうに思います。

委員：技術管理者については、ある程度試験を受ければとおるわけですが、ということは、前やっておられたディーエス工業での経験がある方を採用されておるといふような理解をするわけですね。

事業者：そうです。

委員：はい、わかりました。

委員：先生いかがですか？よろしいですか？ 先生よろしいですか？

委員：一つ、訂正で、こちらの方の質問の文字の訂正。3番の騒音についてのところの のところですね。騒音値のところ、 の上から二行目のところですね、 $LA_{eq} > LA_{50}$  という、この  $LA_{50}$  という、これをちょっと小さくないといけないので、すいませんが、小文字にして頂きたいのですが、下付きの小さい50に変更しておいて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

委員：よろしいでしょうか？まだ、意見等があらうかと思いますが、本日欠席の委員の方もいますので、またその後、資料を見て質問することがあらうかと思いますが、取りあえず本日はこのあたりで、終了したいと思えます。いろいろな御意見を頂きましたけれども、ここで審議を終了しまして、また次回にこれを継続したいと思えます。事業者の方は、御退席をお願いします。本日はご苦労さまでした。

< 事業者退席 >

委員：事業者が退席しましたが、委員の皆様から何か御意見がございますか？よろしいですか？

委員：許可されるという経理的な基礎というか、県の方でもきちっとやられて

いると思うのですが、もう埋立処分が終わった後に嵩上げをするということ、ちょっと大変かなと思うのですが、それは大丈夫な企業ですかね？

事務局： 経理的基礎につきましては、事業者には直近の計画を立てさせて、その時に入ってくる収益と維持管理費、それと現在の事業者の抱えている借金ですね、そのバランスを取りまして、もしその事業自体成り立たないということであれば、この計画自体が、おかしなものということの判断になるということなのですけれども。ですから今回、さらに事業者の計画をどういう埋め立てをして、いくら入ってくるという計画を含めて審査をするというような形になります。

委員：私の方から、先ほど事業者に質問すれば良かったのでしょうかけれども。ここは、畑地ですよ？井戸水を汲み上げて、給水・散水しているような部分がありますので、人が飲まない水だから良いという訳じゃなくて、やはり畑の野菜における影響というのがありますので、水道に切り替えたらオッケーというだけではないかという風に思います。そのあたりについて、ちょっと注意をして頂きたいと思います。例えば、ヒ素の問題なんて、インドやあの辺り、飲み水で使っていると同時に、野菜の干害揚水としてヒ素の水を与えて、その影響が出ています。ですから、そのあたりも含めて注意されたら良いのではないかなと思います。それから、下流側の浸出水ですが、事業者の説明では堤体の外側の状況について何かちょっと良く分からないです。というのは、どうですか、何か変な説明でした。養豚場などの水がそこに出て来ているから、というような話ですけれども、本当にそうなっているのかどうか。ちゃんと水路（みずみち）を確認して、そういう話になっているのかどうかですね。ひょっとしたら堤体のところから出て来ているのかも知れない、というようなことですね。それから三番目に、嵩上げた時に、埋立地の中に水が溜まっていて、その水が浸みて出てくる訳ですが、普通、堤防など造るときに、その浸潤線が堤防を破るような形で出ないように、堤防の厚みを決める訳です。そういう風になっているはずですが、普通の河川の堤防などは、それと同じ様に、嵩上げたときに、そういう中に水が溜まった、その水が堤防を突き破る...って言ったら変ですけれども、外に出ていないかどうか、そういう確認をする必要があるかも知れない。確かに、そんなことをちょっと感じていますので、よろしくお願いします。他に何か、全般的な事でも…。川本先生、いかがですか？よろしいですか？良いですか？いろいろ、本日、意見頂きましたけれども、今後の進め方について、事務局から何かございますか？

事務局：本日、何回かですね、特に井戸の地下水についての説明に、事業者の理解が不十分なところが多々ありましたので、さらに事業者調べさせて、

その後、訂正なり調査を行わせて上で、再度、次回、もう一回、専門委員会の方で審議をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか？

委員：只今、事務局から提案がありましたが、本日欠席されている委員の方々の意見など踏まえ、事務局から事業者の説明内容を各委員に伝えて頂き、事業者の説明内容で良いか？の確認等、新たな質問を確認していただきたいと思います。また本日、出席の委員の方々も本日の事業者の説明以外の、それに伴ってまた新たに出てきた質問等を、あるいはご意見を事務局の方に出して頂きたいと思います。よろしいですね？事務局の方は、そういう形で対応いきたいと思いますので、よろしくをお願いします。したがって、引き続きと、先ほど言ったように、次回引き続きこの案件について討議を頂くこととしたいと思いますので、よろしくをお願いします。以上で、(株)エコアップの安定型最終処分場の変更(増設)計画についての審議を終了致します。どうもありがとうございました。予定された議題は、以上と聞いておりますが、その他、事務局から何かありますでしょうか？

事務局：事務局の方からの連絡事項は、特にございません。

委員：特にないようですので、以上で本日の審議を終了致します。どうもありがとうございました。それでは、その他として私の方から、一つお話をさせていただきます。それは、事務局との打ち合わせのときにお話しておいた件ですけれども、冒頭、部長からの挨拶にありましたように、廃棄物処理施設を取り巻く環境が大きく変化しているように思います。出来れば、訴訟になっている案件などについて、どのような部分が争点となっているのか。一度、そういうものを整理していただいて、今どういう状況にあるのか、また県が今後、そういうものを踏まえてどういう風に考えておられるのか、そういうものについていろいろお話を伺うような勉強会の機会を設けてはどうだろうか？という風に思っております。事務局、それから委員の方々には是非とも一つ、特に事務局にご検討をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局：只今の委員からのご提案がありました勉強会の項目、やり方等については、ご相談させて頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

委員：それでは、準備等については事務局の方によろしくをお願いします。

事務局：長時間の御審議、ありがとうございました。以上を持ちまして、平成20年度第3回千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会を終了致します。ありがとうございました。